

電 信

保存期間：令和 7年12月31日迄

第19号証

取扱注意

令和 2年 1月21日

カメルーン発

主 管
法 国

本 省 着

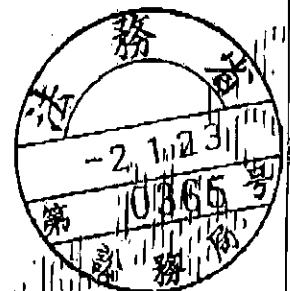
外 務 大 臣 殿

大 澤 勉 大 使

調査訓令：国家賠償に関する外国立法例の調査：(カメルーン回答)

第62号 (取扱注意) 要処理

客年貴電法国第1,0336号に関し、



5日、[REDACTED]書記官が[REDACTED]当館顧問弁護士を往訪し、
本件を照会したところ、先方の回答は以下のとおり。

1 顧問弁護士の回答

(1) 送付いただいた貴国の国家賠償法と同等の法令はカメルーンには存在しないが、1994年10月7日に公布された、国家公務員の地位に関する大統領令第94/199号 (Décret N° 94/199 du 07 octobre 1994 portant statut general de la fonction public de l'Etat) の第26条で、国家が公務員の責任を代行することが定められている。

(2) 外国人との相互主義に関しては何ら明文化されていないが、カメルーンに居住する人物であれば、国籍に関係なく、日本人でもカメルーン人の公務員を告訴することができる。外国人の場合は、行政裁判所に訴える際に、一定の担保金を預ける必要があるのが唯一の違いである。

2 仮訳 (国家公務員の地位に関する大統領令第94/199号 第26条)

26条1項、公権力の行使中、またはその行使の機会に、個人的な過失で他人に損害を与えた場合は、告訴された公務員の民事責任は国が持つ。この場合、国は、公務員を所掌する

電 信

取扱注意

大臣令で定められた方法で、関係者（公務員）に対し、求償を求めることができる。

2項 公務員が職務上の過失のために他人に告訴され、職務の遂行とは関連しない個人的な過失がその公務員の責任にない限り（注）、国は、公務員に課された民事判決を受けなければならない。（注：例えば、デモ対策にあたる警官が、規則を守って対応したものの、デモ隊が怪我をしてしまった場合等、規則に則った対応をして公務員に過失がない場合等。ただし、第10条1項では、「治安関係者及び刑務所職員」は本大統領令の対象外とされている。）（了）